

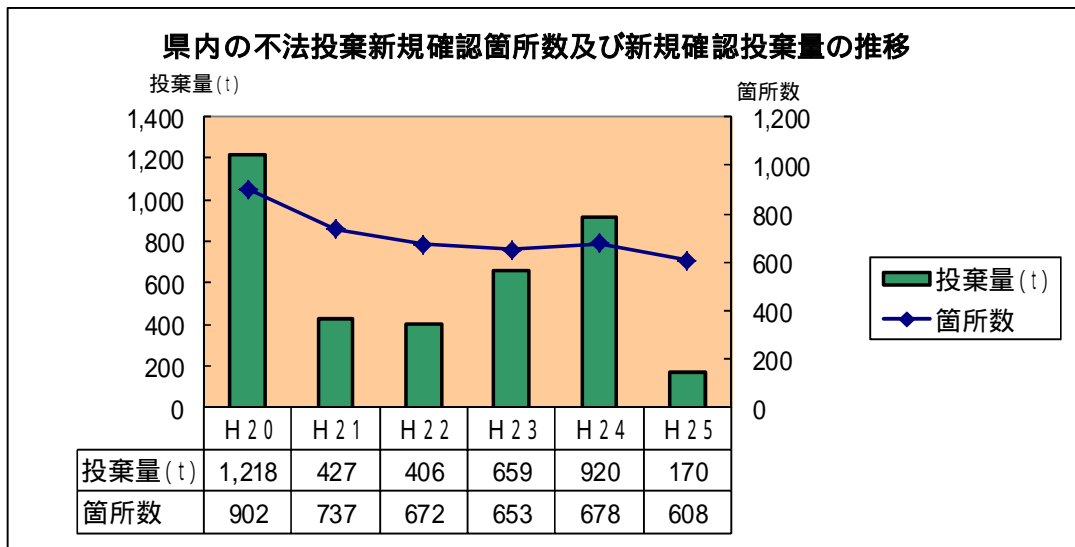
| | | |
|----------------------------|------------------|------------------------------------|
| 第 8 号 H26(2014) 8.15 | 不法投棄監視協力員たより | 発行：山梨県森林環境部 環境整備課 |
| TEL 055-223-1517 | FAX 055-223-1507 | メール kankyo-sb@pref.yamanashi.lg.jp |

はじめに

不法投棄監視協力員は、平成 26 年 8 月 1 日現在で 1,014 名の方々に登録をいただいております。今後とも、皆様方には、不法投棄の未然防止、早期発見のため、通報等に御協力くださいますようお願いいたします。

なお、県外への転居、健康上等の理由により、登録の辞退を希望される場合は、環境整備課又は各林務環境事務所にその旨を申し出てください。

山梨県の不法投棄の状況



- このグラフは、各林務環境事務所で把握・確認した不法投棄量及び箇所数等を集計したものです。
- 市町村で独自に発見、撤去した小規模な不法投棄は含まれていません。

平成 25 年度中に山梨県内で新規に確認された不法投棄廃棄物の投棄量は 170 t (対前年度比 81.5%減)、投棄箇所数は 608 箇所 (対前年度比 10.3%減) となっています。

過去 6 年間の推移をみると、新規確認の投棄量にはバラツキがありますが、投棄箇所数は減少傾向となっています。

不法投棄監視協力員からの通報件数の推移

これまでに 143 件の通報をいただきました。引き続き御協力をお願いします。

| 17 年度 | 18 年度 | 19 年度 | 20 年度 | 21 年度 | 22 年度 | 23 年度 | 24 年度 | 25 年度 | 合計 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|
| 12 | 27 | 21 | 21 | 19 | 17 | 12 | 7 | 7 | 143 |

通報事例の紹介

通報で判明した不法投棄の事例を御紹介します。

< 事例 >

通報時期： 平成25年4月

通報内容： 農地に不法投棄している者がいる。

投 棄 物： コンクリートガラ(建設解体廃棄物)

この通報を受け、県で現地調査を行い、農地の造成請負業者に試掘させたところ、地中からコンクリートガラが出現し、土地を廃棄物でかさ上げ(造成)していることが分かりました。

廃棄物で土地の造成をすることはできません。今回の行為は、廃棄物の埋立処分であり、廃棄物処理法の許可のない場所での埋立処分は不法投棄になります。

このことを、当該業者に説明し、廃棄物の撤去と適正処理を指導したところ、当該業者は指導に従い、自ら廃棄物を撤去し、適正に処分しました。



不法投棄等による刑罰の事例の紹介

不法投棄や不法焼却は、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処せられ、又はこれを併科されます(廃棄物処理法第25条第1項第14号及び第15号)。実際の不法投棄等の事件では、刑事手続きの中で様々な事情が考慮され、判決等で刑罰の内容が決まります。山梨県内の不法投棄事件等における確定した刑罰を御紹介します。

| No | 事件内容 ()内は逮捕又は起訴された年 | 刑罰 |
|----|---|-----------------------------------|
| 1 | 都内建設業者が甲州市の資材置場で建設廃材(約10m ³)を野外焼却した事件(平成18年) | 懲役1年(執行猶予3年) 罰金40万円 |
| 2 | 大月市内の解体業者が解体による産業廃棄物(約11m ³)を自宅敷地及び農地に不法投棄した事件(平成18年) | 懲役2年(執行猶予3年) 罰金法人300万円、個人100万円 |
| 3 | 産業廃棄物中間処理業者が忍野村の民有地に茶殻やおからを不法投棄した事案で、中間処理業者は「茶殻とおからの混合物は堆肥である」などと主張し、不法投棄を認めなかったが、県は同人を不法投棄で告発した事件(平成20年) | 懲役2年(執行猶予3年) 罰金50万円 |
| 4 | 大月市の解体業者による上記2の事案において、自宅敷地及び農地3箇所に堆積した産業廃棄物の全量撤去を命じた措置命令に従わないため、県は同人を告発した事件(平成21年) | 懲役1年6か月 罰金100万円 |
| 5 | 都内の店舗併用住宅の解体で発生した産業廃棄物(約3.7t)が身延町に不法投棄された事件(平成22年) | 懲役2年4か月(執行猶予3年) 罰金50万円 |
| 6 | 韮崎市で建設廃材(フレコンパック2袋分)が野外焼却された事件(平成22年) | 罰金20万円 |
| 7 | 甲府市内の家屋の解体で発生した産業廃棄物(約55m ³)が北杜市に不法投棄された事件(平成22年) | 罰金100万円 |
| 8 | 不用品回収により集められた衣類、家財道具などの一般廃棄物(約1t)が南アルプス市に不法投棄された事件(平成23年) | 懲役1年(執行猶予4年) 罰金50万円 |
| 9 | 道志村の山林に木造建物の解体で発生した産業廃棄物(約1.5t)が不法投棄された事件(平成24年) | 懲役1年(執行猶予3年) 罰金50万円 |